

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年12月1日から20年8月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月8日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

申立人の上記期間のうち、平成18年12月から19年5月までの標準報酬月額に係る記録については、18年12月は38万円、19年1月は36万円、同年2月は47万円、同年3月は53万円、同年4月及び同年5月は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年12月から19年5月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、上記期間のうち、平成19年6月から20年7月までの標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる18年12月から19年2月までは標準報酬月額41万円、及び同年4月から同年6月までは標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年6月から同年8月までは41万円、同年9月から20年7月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から同年12月1日まで
② 平成18年12月1日から20年8月8日まで

私は、平成18年5月から同年11月まではA社の事務所で、同年12月から20年8月までは自宅及び派遣先会社でB業務を行っていたが、A社は、同年8月25日に一方的に正社員としての契約を18年11月30日までとする書面を送ってきた。その間、雇用保険料も給与から天引き

されていたが加入しておらず、厚生年金保険も同年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失している。被保険者資格を勤務していた期間に合わせて回復するとともに、残業代を含めた厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成 20 年 8 月 8 日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年 8 月 16 日より後の 21 年 1 月 26 日に、18 年 12 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与台帳及び複数の同僚の供述から、申立人が平成 20 年 8 月 7 日まで同社に勤務していたことが認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は平成 20 年 8 月 8 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 18 年 11 月の社会保険事務所の記録から 28 万円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、あっせん及び標準報酬月額の認定の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき判断することとしている。

申立期間のうち、平成 18 年 5 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 6 月 1 日から 20 年 8 月 8 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成 18 年 12 月から 19 年 5 月までの標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与台帳に記載されている給与支給

額又は保険料控除額から、平成 18 年 12 月は 38 万円、19 年 1 月は 36 万円、同年 2 月は 47 万円、同年 3 月は 53 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料（標準報酬月額 28 万円に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、オンライン記録において申立人の資格喪失日が平成 18 年 12 月 1 日となっていること、及び給与台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間にわたり一致していないことから、事業主は給与台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成 19 年 6 月から 20 年 7 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与台帳から、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる 18 年 12 月から 19 年 2 月までは標準報酬月額 41 万円、及び同年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 62 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、平成 19 年 6 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から 20 年 7 月までは 62 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、給与台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と同額であることから、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、申立期間のうち、平成17年11月から18年7月までは36万円、同年8月から19年1月までは44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、17年11月は36万円、同年12月は44万円、18年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月は38万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は50万円、同年11月は41万円、同年12月は53万円、19年1月は50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年2月については、申立人は、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成17年11月から19年1月までは19万円、同年2月は50万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月17日から19年3月1日まで
② 平成20年5月1日から同年8月1日まで

A社に係る標準報酬月額記録が、正しい額のおよそ半額になっている旨を当時の先輩から聞いた。社会保険事務所（当時）に申し立てたところ、過去2年分については年金額に反映されるように訂正されたが、それ以前の分は訂正されたものの、法律上年金額に反映されない記録と

なった。また、訂正された記録の一部についても、当該標準報酬月額より高額な保険料を控除されていたと思う。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年10月17日から19年3月1日までの期間及び20年5月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成17年10月から19年1月までの標準報酬月額は、オンライン記録において、当初19万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年4月に、17年10月から18年7月までは36万円、同年8月から19年1月までは44万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17年10月から18年7月までの期間は36万円、同年8月から19年1月までの期間は44万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、申立期間①のうち、平成17年11月から18年2月までの期間、同年10月、同年12月及び19年1月については、年金事務所が保管する申立人の給与明細書により、申立人が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）を超える報酬月額（17年11月は36万5,540円、同年12月は43万8,665円、18年1月は

47万9,915円、同年2月は44万915円、同年10月は49万7,550円、同年12月は53万6,925円、19年1月は49万6,613円)の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(17年11月は36万円、同年12月は44万円、18年1月は47万円、同年2月は44万円、同年10月は50万円、同年12月は53万円、19年1月は50万円)に見合う厚生年金保険料(17年11月は2万5,718円、同年12月は3万1,434円、18年1月は3万3,577円、同年2月は3万1,434円、同年10月は3万6,605円、同年12月は3万8,801円、19年1月は3万6,605円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成18年3月から同年9月までの期間及び同年11月については、給与明細書により、申立人が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(19万円)を超える報酬月額(18年3月は40万3,040円、同年4月は43万3,165円、同年5月は43万4,103円、同年6月は43万2,228円、同年7月は37万670円、同年8月は41万1,920円、同年9月は46万8,005円、同年11月は44万7,648円)の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(18年3月は41万円、同年4月から同年6月までは44万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は47万円、同年11月は44万円)より低い標準報酬月額(18年3月は38万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年11月は41万円)に見合う厚生年金保険料(18年3月は2万7,147円、同年4月から同年6月までは2万9,290円、同年7月は2万5,718円、同年8月は2万7,820円、同年9月及び同年11月は3万16円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

申立期間①のうち、平成19年2月については、給与明細書により、申立人が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(19万円)を超える報酬月額(52万9,425円)の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(53万円)に見合う厚生年金保険料(3万8,801円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の平成17年11月から19年2月までの標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、17年11月は36万円、同年12月は44万円、18年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月は38万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は50万円、同年11月は41万円、同年12月は53万円、19年1月は50万円、同年2月は53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控

除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年10月については、給与明細書により、申立人が支払を受けていた報酬月額（22万1,830円）に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）より高額であるものの、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額（1万3,574円）に見合う標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②については、年金事務所が保管する申立人の給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成19年4月から20年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年3月1日から同年4月26日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月頃から同年8月頃まで
② 昭和51年6月26日から同年8月3日まで
③ 昭和51年9月8日から同年12月頃まで

私は、昭和50年3月頃から同年8月頃までA社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、51年4月5日から同年12月頃まで辞めることなくB社に勤務していたが、同年6月26日から同年8月3日までの期間及び同年9月8日から同年12月頃までの期間が厚生年金保険被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が昭和50年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月26日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、雇用保険被保険者記録から、申立人はA社において昭和50年2月1日に資格を取得し、同年4月25日に同資格を喪失していることが確

認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿に係る被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 50 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 26 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿により、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 50 年 4 月 26 日から同年 8 月頃までについて、元事業主は申立人が当該期間において A 社に勤務していたか否かについては不明と回答している上、当該期間において同社の厚生年金保険被保険者記録のある元従業員からも、申立人が当該期間同社に継続して勤務していたことをうかがえる証言が得られない。

また、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、昭和 50 年 4 月 26 日から同年 8 月頃までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③について、B 社の現在の事業主は当時の人事記録等は保管していないとの回答をしている上、同僚からも、当該期間において申立人が同社に継続して勤務していたことをうかがえる証言が得られないことから、当該期間における申立人の同社における勤務実態及び保険料控除が確認できない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 51 年 4 月 5 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 6 月 26 日に同資格を喪失した後、同年 8 月 3 日に同資格を再度取得し、同年 9 月 8 日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する上、当該被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 22 年 2 月 1 日から同年 8 月 5 日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 C 工場における資格取得日に係る記録を同年 2 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 8 月 5 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 24 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、申立人の D 社 E 事業所における資格喪失日に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 28 年 5 月 1 日から 29 年 1 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29 年 1 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の G 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 1 月 1 日から同年 8 月 5 日まで
② 昭和 24 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 5 月 1 日から 29 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①の昭和 22 年 1 月に A 社 B 工場から同社 C 工場へ転勤し、同年 8 月まで勤務していた。その間は同じ部署の同僚たちを含め、同じフロアで働く同僚とも宿舍で一緒だったが、同社 C 工場での当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②は、D 社の I 職として採用され、昭和 24 年 8 月まで勤務していたが、当該期間のうち、3 か月間だけ厚生年金保険被保険者記録に欠落がある。同じ仕事に就いていた同僚と同様に保険料を控除されていたと思う。

申立期間③は、G 社の正社員として、昭和 28 年 5 月から 8 か月ほど勤務し給与から保険料控除もあったが、同社での勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に A 社 C 工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚の供述から、当時、A 社 C 工場においては、H 部署に 4 人の従業員がいたとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、H 部署の同僚であったとする同僚の全員に厚生年金保険被保険者としての記録が存在し、これらの被保険者資格の取得日は、いずれも昭和 22 年 2 月 1 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 22 年 2 月 1 日から同年 8 月 5 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社 C 工場における H 部署に所属する同年代の同僚の上記被保険者名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 C 工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先も不明であるため、事業主に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る昭和 22 年 2 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 22 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、上記のとおり、複数の同僚の供述から、A 社 C 工場に勤務していたことは認められるものの、同社 C 工場の H 部署の複数の同僚の同社 C 工場での被保険者資格の取得日は同年 2 月 1 日であることから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、D 社 E 事業所において、昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格を喪失後、同年 8 月 1 日に同社 F 事業所において同資格を再度取得しており、同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「I 職は、当初、D 社 E 事業所に勤務していたが、部の移転に伴い、昭和 24 年 8 月 1 日から同社 F 事業所に異動した。申立人も私たちと一緒に異動した。」と供述していることから、申立人が当該期間において同社 E 事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録、D 社 E 事業所及び同社 F 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚は、いずれも同社 E 事業所において、昭和 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 8 月 12 日に同資格を喪失しているところ、同社 F 事業所において、同年 8 月 1 日に同資格を取得しており、被保険者期間に欠落が無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務をしていたとする複数の同僚の当該期間に係る上記被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無いため不明であるとしているが、事業主が保管している申立人の当該期間に係る厚生年金記録確認票（個人台帳）における資格喪失日が昭和 24 年 5 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人が記憶するG社の所在地及び業務内容が、複数の同僚の供述と一致していることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者の、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和28年5月1日、資格喪失日は29年1月1日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、社会保険事務所に対し申立人が昭和28年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年10月から13年1月までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月11日から13年2月16日まで
私は、平成8年10月11日から13年2月15日までA社に勤務し、給与支給額は30万円以上であったのに標準報酬月額が低くなっているため、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年10月から13年1月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の平成12年10月から13年1月までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年9月1日から12年10月1日までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額が、賃金台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額と一致しているか上回っていることが確認できる。

また、平成8年10月11日から10年9月1日までの期間については、厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、当該期間の給与の振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、当該期間の直後の期間で、賃金台帳から振込額を確認することができる平成10年9月1日から11年10月1日までの期間も、給与振込額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っているが、当該期間のオンライン記録における標準報酬月額は、賃金台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額と同じ額であることが確認できる。

これらのことから、平成8年10月11日から10年9月1日までの期間における標準報酬月額も、オンライン記録と同じ15万円であることがうかがわれる。

さらに、申立人に係る標準報酬月額について遡及して訂正されるなど不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月11日から12年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和29年2月1日から30年3月16日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を29年2月から30年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和32年1月25日から同年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月1日から30年3月16日まで
② 昭和32年1月25日から同年2月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録が欠落していることが判明した。この時期は、A社C事業所から同社D出張所に異動し、また、同社C事業所に戻った時に当たるが、労働契約上の身分にも変更は無く、厚生年金保険の被保険者とされている期間と同様に勤務していた。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B社の回答及び人事異動発令記録（社報）から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し（申立期間①は同社C事業所から同社D出張所に異動、申立期間②は同社D出張所から同社C事業

所に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る異動日については、上記の人事異動発令記録により、申立人が昭和 28 年 8 月 3 日付けでA社C事業所から同社D出張所勤務を命ぜられたことが確認できるが、同社D出張所は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、同社D出張所が適用事業所となるまでは、同社C事業所の厚生年金保険被保険者資格を継続させるべきであったと判断され、同社C事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を30年3月16日とすることが妥当である。

一方、申立期間②に係る異動日については、上記の人事異動発令記録により、申立人が昭和 32 年 1 月 4 日付けでA社D出張所から同社C本社勤務を命ぜられたことが確認できる上、申立人は「同年1月中にE地区からF地区に行きすぐに勤務についた。」、「同年1月に係る給与は同社C事業所で受け取った。」としていることから、同社C事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得日を同年1月25日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和 29 年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000 円に、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C事業所における 32 年 2 月の上記被保険者名簿の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①については、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、昭和 29 年 2 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月から 30 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、これを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主は、申立人が昭和31年11月1日に船員保険被保険者資格を取得し、同年12月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から同年12月11日まで
私は、昭和31年春にA職の資格を取得後、同年11月から同年12月まで、主にC近海でB業務をする船に乗っていた。船員保険の記録には、申立期間が被保険者期間となっていない。

船主の住所はE県F市近郊だったと記憶しているが、乗船した船名、船主名及び同僚の名前も忘れてしまったが、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「船主名、乗船した船舶名及び同僚の名前は記憶していない。」と述べているものの、「船主の住所はE県F市だったと記憶している。」とも供述しているため、E県を管轄するE事務センターに対して照会したところ、船主D氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同一生年月日で、姓の一字が判読不明であるほかは申立人の氏名と一致する者の、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和31年11月1日、資格喪失日は同年12月11日）が確認できる。

また、上記被保険者名簿に記載がある被保険者に照会したところ、複数の者が、「当時、C近海でB業務をしていた。申立人のことを覚えている。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和31年11月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年12月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年5月1日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の船舶Dにおける船員保険被保険者資格の喪失日は20年3月20日であったと認められることから、申立期間における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、35円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和2年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年5月頃から20年3月頃まで

B社（現在は、C社）の船舶で、当時はA社に管理されていた船舶Dに乗船した昭和19年5月頃から20年3月頃までの期間の船員保険被保険者記録が無い。私は19年3月にE校を卒業し、同年4月にB社に配属となり、同年5月頃にF港で船舶Dに乗船した。同船舶は20年3月に沈没したが、乗組員は全員無事であった。同船舶と一緒に乗船した乗組員と今でも交流がある。申立期間に同船舶に乗船していたことに間違いなく、当該期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管していた人事記録（人事カード）及び申立人が所持していた「G戦時船史」により、申立人は昭和18年4月24日から23年10月31日までB社に勤務し、船舶Dに乗船していたことが認められる。

一方、船舶Dに係る船員保険被保険者名簿には、申立人が、昭和19年5月1日に同船舶に係る被保険者資格を取得した旨の記載が確認できるものの、当該記録には文字の判読が困難ながら、「誤記入につき抹消」との記述が確認できる。

上記の「誤記入につき抹消」との記述について、年金事務所に確認した

ところ、「当時の取扱いについては資料が無いため不明であるが、資格取得の取消しであれば資格取得取消しと記載するのが妥当と考える。当該記述については、資格取得の取消しを意味するものとは言い切れない。」と回答している。

また、申立人が船舶Dと一緒に乗船していたとして名前を挙げた同船舶の同僚は、「申立人は昭和 19 年 5 月頃にF港から船舶Dに乗船し、同船舶が沈没した 20 年 3 月まで一緒に航海していた。申立人が同船舶に乗船する際に、私がF港において申立人を含む数人の乗組員について船員保険被保険者資格取得の届出を行った。」と回答しており、上記被保険者名簿において、申立人のほかに二人が 19 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、これらのことから判断すると、申立人のみが被保険者資格の取得を取り消されたとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿において、当該被保険者記録の資格喪失日の記載は無いが、船舶Dは昭和 20 年 3 月 19 日に触雷し、同年 3 月 21 日に沈没している上、同船舶の沈没時まで乗船していた同船舶の同僚のオンライン記録における被保険者資格喪失日は同年 3 月 20 日となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 5 月 1 日に船舶Dにおいて船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る船舶における船員保険被保険者資格の喪失日は 20 年 3 月 20 日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿から、35 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年9月17日から29年1月20日までの期間について、A事業所の事業主は、申立人が28年9月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年1月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月から36年8月まで

夫は、申立期間について、主にB市Cにあった駐留軍の将校の家でD職の仕事をしていた。厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和28年9月17日から29年1月20日までの期間については、申立人の妻から提出された申立人の身分証明書及び申立人の妻が記憶している申立人の勤務内容と同僚が供述するA事業所の業務内容が一致することから、申立人は、当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名でかつ生年月日が同一で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和28年9月17日、資格喪失日は29年1月20日）が確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名及び生年月日による検索を行ったところ、上記の未統合記録のほかは、全て申立人の被保険者記録となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A事業所の事業主は、申立人が昭和28年9月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年1月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間うち、昭和26年7月から28年9月17日までの期間及び29年1月20日から36年8月までの期間については、申立人の妻から提出された写真及び上記の身分証明書から、期間は特定できないものの、申立人が駐留軍住居区域においてD職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）によると、昭和26年7月1日からは、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿泊施設等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者にならないこととされているところ、申立人は、同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、上記の身分証明書には、駐留軍住居区域においてE職として勤務していたことが記載されている。

また、B市における駐留軍関係の他の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人が厚生年金保険の被保険者とされた事実は確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から同年7月26日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、同年7月26日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から同年7月26日まで
② 昭和21年6月から23年9月1日まで

私は、昭和14年4月からA社E事業所でF職として勤務し、17年7月25日に退職した。そのうち、労働者年金保険制度に該当する同年6月1日から同年7月26日までの期間について被保険者記録が無い。

また、昭和21年6月からB社C支店D出張所で採用され、G職として24年10月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は23年9月1日からとなっていることを平成22年10月に初めて知った。それ以前の期間は旧姓であったため欠落した可能性があり、調べて厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳の記録により、申立人は、昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していること（ただし、被保険者期間として算入される期間は、労働者年金保険料の徴収が開始された17年6月1日以降の期間。）が確認できるほか、同被保険者台帳の資格

喪失日欄は空欄となっているものの、標準報酬月額が 40 円と記録されていることが確認できる。

また、A社の人事記録において、申立人は昭和 15 年 1 月 25 日に入社した後、同社E事業所でF職として勤務し、17 年 7 月 25 日に退職したことが記載されており、申立人は、申立期間①において同社で勤務していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の旧姓と同姓同名かつ生年月日が同一の者で、A社での資格取得日が昭和 17 年 6 月 1 日で、資格喪失日が確認できない基礎年金番号に未統合の記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 7 月 26 日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から 40 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、B社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚は、申立人とは当該期間に同社D出張所で一緒だったと証言していることから、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は現場採用であったと述べているところ、上記の同僚は、自身や申立人などの現場採用者については、厚生年金保険の取扱いが出張所長や事務主任など本社採用の者とは異なっていたと供述しているほか、B社は、申立人の同社での在籍は確認できず、また、現場で採用された現場勤務者で正社員ではない「現場傭員」という立場があり、現場傭員の厚生年金保険の加入については、所属する現場にその判断を委ねていたと考えられると回答している。

また、上記の同僚は、自身の厚生年金保険の被保険者記録も当該期間には無い旨の供述をしており、この同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同日の昭和 23 年 9 月 1 日となっていることが確認できるほか、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 8 名に照会したところ、回答のあった 3 名全員が実際の入社日と厚生年金保険の資格取得日とは 5 か月から 27 か月異なっていると供述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録も、オンライン記録と一致していることが確認で

きる。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が事業主により給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年10月は30万円、同年11月及び同年12月は36万円、4年1月及び同年2月は34万円、同年3月から同年7月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年8月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社から関連会社のB社に勤務先が変わった平成3年10月から4年7月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支払額よりも低額になっており、また、同定期便に記載されている納付された保険料額も給与から源泉控除された金額よりも低くなっているため、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から平成3年10月は30万円、同年11月及び同年12月は36万円、4年1月及び同年2月は34万円、同年3月から同年7月までは36万円に訂正すること

が必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における標準報酬月額が健康保険組合の加入記録における標準報酬月額と同じであることから健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が申立期間の標準報酬月額を 26 万円として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和45年2月14日、資格喪失日は48年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月から同年8月までは6万8,000円、同年9月から46年10月までは10万円、同年11月から47年9月までは9万8,000円、同年10月から48年5月までは11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月14日から48年6月1日まで

私は、A社に、以前から勤めていた弟の紹介で、昭和45年2月14日に入社し、48年5月31日までB職をしていたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和45年2月14日から48年5月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録において、昭和44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料は未納と記録されているが、申立人が所持する国民年金手帳の44年度国民年金印紙検認記録欄には、「44年4月から45年3月までの間の国民年金保険料の免除を承認する。」との記載がある上、45年度国民年金印紙検認記録欄に朱色で「厚年加入」の押印があることが確認できる。

このことについて、年金事務所は「厚生年金保険への加入を確認した後、国民年金手帳の印紙検認記録欄に「厚年加入」と押印することはありえる。」と回答している。

さらに、申立人と同時期に入社し、同じ業務をしていたとする複数の同僚は、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者として記録されている。

加えて、当該同僚の一人は、「申立人兄弟を始め、私たち同じ仕事仲間は、皆厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、申立人は、申立期間当時のA社の従業員数は、20名ぐらいであったとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者数は19名とおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年2月14日に、喪失日に係る記録を48年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和45年2月から同年8月までは6万8,000円、同年9月から46年10月までは10万円、同年11月から47年9月までは9万8,000円、同年10月から48年5月までは11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年10月から同年12月までは36万円、4年1月は32万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は32万円、同年6月から同年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月1日まで

ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社に勤務していた平成3年10月から4年8月までの標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額と相違している。給与明細書があるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成3年10月から同年12月までは36万円、4年1月は32万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は32万円、同年6月から同年8月までは36万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から同年4月1日まで

私は、昭和33年1月からA社に勤務していたが、38年1月頃からは同社が同社B支店の営業権を譲渡したことで設立されたC社に勤務することとなった。それにもかかわらず、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年1月1日、C社での同資格の取得日が同年4月1日となっており、同年1月1日から同年4月1日までの被保険者記録が欠落している。私は、A社からC社に転籍する際にも継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録が欠落することはないはずであるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自分と同様にA社からC社に転籍したと記憶している複数の同僚は、「C社は、A社B支店から営業権を譲渡され、当時の同社B支店の支店長を社長として分離独立した会社である。独立後もこの2社は親子関係にあった会社であった。同社B支店がそのままC社になり、看板が変わっただけなので、申立人を含め私たちはA社からC社に転籍した際にも休むことなく継続して勤務していた。」と証言している。

また、申立人は、「申立期間はC社に勤務していたと記憶している。」と供述しているが、前述の同僚のうち、C社の給与計算及び社会保険関係の担当者は、「C社の社長から、昭和38年4月から給与計算を同社とし

て始めることになったから、その担当をしてほしいと言われたことを覚えている。同年1月から3月までは、A社から給与が支給されており、そこから厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社及びC社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既にA社は事業を廃止し、事業主に照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年2月11日から同年3月10日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月25日から21年3月10日まで

私は、太平洋戦争中、女子挺身隊の一員として、A社C工場に勤務していたが、途中、同社C工場が空襲によって大きな被害を受けた等の事情のため、上司からの要請を受け、親会社であったB社本社内にあったA社に勤務先を変更し、昭和21年3月まで勤務した。

しかし、女子が厚生年金保険に加入できるようになった昭和19年10月1日から20年7月25日までの厚生年金保険の被保険者記録はあるが、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一である者が、昭和21年2月11日に被保険者資格を取得し、同年3月10日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人のA社C工場に係る番号と同一であることから、上記の記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年2月11日

に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年7月25日から21年2月11日までの期間について、申立人は、A社において勤務していたと主張している。

しかしながら、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和19年6月1日において同社C工場に在籍していたことが確認できるところ、未婚女性を軍需工場に動員した女子挺身勤労令（昭和19年勅令第519号）第4条に「引続キ挺身勤労ヲ為サシムル期間ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外概ネ一年トス」とされていること、B社が保管する社史に、20年6月7日に「A社C工場（中略）戦災す」と記載されていること、同年7月に申立人を含む多数の女子が被保険者資格を喪失したことが上記被保険者名簿により確認できること、及び同年8月15日に太平洋戦争が終結したことから、申立人の挺身隊員としての任務は、同年7月に終了したことがうかがえる。

また、申立人がA社C工場及び同社における上司であったとする者に照会したが、回答が得られない上、申立人が、「当該上司が勤務する前に、私が同社において勤務したことは無い。」旨を供述しているところ、当該上司の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年9月20日とされていることから、申立人が同社において勤務を開始したのは、同日以降であると考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立人と同時期にA社C工場に挺身隊員として動員されたとする高等女学校の同級生4名は、住所不明、又は病気療養中であるため、照会できず、申立人が、前述の上司1名を除き、同社における同僚及び上司の氏名を記憶していないため、照会することができない。

加えて、B社は、申立人に係る資料は保管していないとしており、申立人は、A社における自身の雇用形態及び厚生年金保険料の控除について記憶していないとしている上、当該期間当時、A社及び同社C工場に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者は見当たらず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成7年9月は24万円、同年10月から8年8月までは22万円、9年11月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月6日から13年1月13日まで
社会保険事務所（当時）から「厚生年金加入記録のお知らせ」が送られてきたところ、A社に勤務していた期間のうち、平成6年1月から12年12月までの期間の給与支払明細書に記載されている報酬額より、標準報酬月額が低く記録されているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成7年9月は24万円、同年10月から8年8月までは22万円、9年11月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は当時の資料が無く不明としているが、給与明細書

において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記給与明細書によれば、申立期間のうち、平成7年2月、同年3月、同年8月、8年9月から9年10月までの期間及び同年12月から12年12月までの期間は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されていること、また、6年1月から7年1月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より低い標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年2月10日から同年11月20日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月頃から23年1月頃まで
終戦後、引上作業終了後の昭和22年1月頃にA社に入社し、D職として約1年間勤めたが、この期間の厚生年金保険被保険者の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和22年2月10日から同年11月20日までの期間について、C社が保管するA社に係る労働者年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えにおいて、申立人と同姓同名で生年月日が相違している被保険者が、同年2月10日に資格を取得し、同年11月20日に資格を喪失していることが確認でき、当該喪失届の備考欄には申立人が従事していた業務である「D職」と記載されていることが確認できる。

また、C社の人事担当者は、申立期間当時の厚生年金保険被保険者の記録を確認したところ、ほかに申立人と同姓同名の者はいなかったと証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、前記被保険者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は

昭和 22 年 2 月 10 日、資格喪失日は同年 11 月 20 日) が確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、前記被保険者の記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 22 年 2 月 10 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から 600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 1 月頃から同年 2 月 10 日までの期間及び同年 11 月 20 日から 23 年 1 月頃までの期間については、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、勤務実態及び保険料控除についての照会ができない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、2週間の研修の後に同社B支店に配属になった。研修期間を含む1か月の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員名簿から、申立人が同社に昭和35年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、上記社員名簿から、申立人は、昭和35年4月1日からF部署勤務、同年4月15日からA社C支店（実際の配属先は同社B支店）勤務と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、A社B支店における資格取得日が相違している同僚が、D地方第三者委員会に対して記録の訂正を求めた申立てについて、同委員会が調査したところ、同社から提出された昭和35年4月1日入社の従業員名簿に記載のある76名のうち、63名が配属先の同社各支店において同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、34年及び36年に入社し、同社B支店において4月1日に資格を取得している同僚は、入社した年の4月分の給与は同社本社から支払われ、保険料が控除されていた旨の供述をしている上、同社の人事担当者は、「申立期間当時、B支店において、誤って35年5月1日付けで資格取

得届を提出したと思われ、同年4月分の給与が本社から支払われたとすると、保険料も本社において控除したと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和35年5月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は調査不能と回答しているが、E健康保険組合における申立人の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致していることから、昭和35年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年12月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年12月から41年9月までは2万円、同年10月から42年4月までは2万4,000円、同年5月から同年9月までは3万円、同年10月から43年9月までは3万3,000円、同年10月から44年1月までは3万6,000円、同年2月から同年7月までは4万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月11日から44年8月1日まで

私は、昭和40年10月11日から44年7月31日までA社に勤務しており、平成19年8月30日付けで同社の事務を引き継いでいるB社が発行した退職証明書にもその旨の記載がある。

当初は、厚生年金保険の適用除外とされた限定期間従業員であったが、昭和40年12月11日に常用従業員となったにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和40年12月11日に被保険者資格を取得し、44年8月1日に同資格を喪失している者の被保険者記録が確認できる。

また、申立人に係るC健康保険組合の加入期間は、上記被保険者原票の被保険者期間と一致する上、申立人が所持する退職証明書及びB社が保管

している申立人に係る従業員登録票から、申立人の申立期間における在籍が確認できることから、当該記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年12月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、昭和40年12月から41年9月までは2万円、同年10月から42年4月までは2万4,000円、同年5月から同年9月までは3万円、同年10月から43年9月までは3万3,000円、同年10月から44年1月までは3万6,000円、同年2月から同年7月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月1日から同年2月1日まで

私の夫は、昭和49年4月頃にA社に入社した。入社から51年12月分までの給与支払明細書は所持していないが、52年1月分の給与支払明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた昭和52年1月分の給与支払明細書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を、昭和52年2月1日付けで届け出たとの回答を得ていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月27日から同年11月15日まで
② 昭和60年2月10日から61年1月29日まで
③ 昭和62年1月27日から同年10月22日まで

私は、申立期間①は、A社を船舶所有者とする船舶Bの船長として乗船し、また、申立期間②及び③は、C社を船舶所有者とする船舶Dの船長として乗船し、いずれも給与から船員保険料が控除されていたにもかかわらず船員保険被保険者記録が欠落している。申立期間全ての乗船記録を提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された乗船記録から、申立人は、当該期間において、船舶Bの船長として乗船していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、船舶Bの船舶所有者であるA社が船員保険の適用事業所となったのは、昭和54年9月1日であり、当該期間に、同社は、船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は、「自社に係る申立期間は、船員保険の適用事業所となる前の期間であり、申立人の給与から保険料は控除していない。」と回答している。

申立期間②について、申立人から提出された乗船記録から、申立人は、当該期間において、船舶Dの船長として乗船していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出された当該期間の船舶Dに係る乗組員名簿及び申立人の供述によると、C社に籍を置く乗組員は申立人を除き15名であるところ、オンライン記録から、当該期間の船員保険被保険者は1名であることが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立期間において船舶Dに乗船していたが、船員保険被保険者記録が無いことは承知している。加入していたのは、おそらくP I 保険（船舶所有者が船員保険とは別に、事故、傷害、死亡等で負う責任及び費用を補う海上賠償責任保険）だけではなかったかと思う。」と供述している。

さらに、C社は、当該期間に係る人事記録や船員保険料の控除を確認できる資料等は保管しておらず、申立人の当該期間における保険料控除を確認することができない。

加えて、C社の船員保険担当者は、「正確な時期及び船名は不明であるが、当該期間当時、外国船籍に乗船した船員に対して船員保険の被保険者資格を取得させなかったことがあった記憶がある。」と供述している。

申立期間③について、申立人から提出された乗船記録から、申立人は、当該期間において外国船籍の船舶Dの船長として乗船していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、船舶Dに乗船した同僚の名前を覚えておらず、乗組員名簿も所持していないことから、当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除を確認することができない。

また、当該期間の船舶所有者は申立期間②と同じC社であり、同社は、人事記録及び保険料控除に関する資料等を保管しておらず、申立人の保険料控除を確認することができない。

さらに、外国船籍の乗組員へ船員保険の被保険者資格の取得について、C社の船員保険担当者は、申立期間②と同様、「船員保険の資格を取得させなかった記憶がある。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間①から③までにおいて、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5563 (事案 472 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 9 月 11 日まで
私は、働いている時は必ず厚生年金保険に加入するものと聞かされていたことから、A社(現在は、B社)に係る厚生年金保険を自分からは脱退していない。

前回の申立ては認められなかったが、社会保険庁から日本年金機構に変わったので、新しい視点で審議してもらえと思い再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、A社での厚生年金保険被保険者のうち、申立期間と近接した時期に脱退手当金の受給資格を満たす複数の女性から、「会社が脱退手当金を請求した。」との供述があることなどを踏まえると、申立期間当時、A社では、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が考えられること、また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月半後の昭和37年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「年金の取扱機関が、社会保険庁から日本年金機構に変わったことから、新しい視点での審議をしてほしい。」旨を申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月頃から 23 年 4 月頃まで
② 昭和 23 年 4 月頃から 24 年 12 月頃まで

私は、昭和 21 年に復員後、22 年 4 月頃から 23 年 4 月頃まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。その後、同社が経営難に陥り B 社に譲渡され、同社 C 部となった。私は引き続き同社 C 部に勤務していたのに、同年 4 月頃から 24 年 12 月頃までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社の所在地及び職務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社の所在地を管轄する法務局に同社の商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人が記憶する事業主及び同僚についても所在が不明であることから、申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人が、B 社 C 部の業務内容や同僚の氏名を詳細に記憶していること、及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社C部は、昭和24年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②の大部分は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚1名によると、「B社C部には、正社員のほかに、歩合制のD職という立場の者がいた。」と述べており、D職であった者として申立人のほかに3名の同僚の名前を挙げているところ、B社C部に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立人及び当該3名の氏名は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚が名前を挙げた3名のうちの1名に照会したところ「私もB社C部にD職として勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったようだ。給与は固定給のほかに実績に応じて歩合給が支払われていたので、私もD職だったかもしれない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月から同年 12 月まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。定年退職後の嘱託として勤務していた期間のうちの平成 7 年 5 月から同年 12 月までの標準報酬月額が 41 万円から 15 万円に引き下げられている。給料は、退職するまで下げられてはいなかったもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 6 年 10 月の定時決定から退職するまで 41 万円であったにもかかわらず、7 年 5 月から同年 12 月までの期間、15 万円に減額処理されていることに納得できないと述べている。

しかし、申立人と同じ業務に従事し、生年月が申立人と同一の同僚は、「私は平成 7 年 1 月に定年退職した後、1 年間ぐらい嘱託で勤務した。給料については、定年退職の翌月から減額された。」と回答しているところ、オンライン記録において、当該同僚の標準報酬月額は、月額変更により、7 年 5 月 1 日付けで 50 万円から 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事務担当者は、「申立人はA社を一旦定年退職した後、嘱託となり、給与額が下がったため、月額変更の手続をしたことを記憶している。」と述べているところ、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、申立人が定年退職した約 4 か月後の平成 7 年 5 月 1 日付けで月額変更されていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申

立人に係る標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録及び厚生年金基金の記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に文書照会をしたが回答が得られないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 28 日から 30 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 28 年に A 社に入社し、34 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失するまで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、28 年 9 月 28 日から 30 年 6 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてもオンライン記録と同様に、申立人は、昭和 28 年 9 月 28 日に資格喪失の後、30 年 6 月 1 日に資格を再度取得している。

また、オンライン記録によると、申立期間に重複する期間において、複数の同僚が資格喪失の後に同資格を再度取得していることが確認できる。

さらに、上記複数の同僚は一律に「当該期間の保険料控除については覚えていない。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月頃から同年 10 月頃まで
② 昭和 31 年頃から 32 年頃まで
③ 昭和 32 年頃から 33 年頃まで

私は、申立期間①について、中学校卒業直後の昭和 30 年 4 月頃から A 市 B 区にあった C 社に 6 か月ぐらい勤務し、D 業務をしていた。申立期間②について、C 社を退職後 1 年ぐらいたってから、A 市 E 区にあった F 社に 1 年ぐらい勤務し、G 業務をしていた。申立期間③について、F 社を退職後、K 社に勤務するまでの間、A 市 H 区にあった I 社に 1 年ぐらい勤務し、J 業務をしていた。申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 30 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間に C 社において D 業務をしていたと主張している。

しかし、C 社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。また、申立人が C 社の所在地であったとする A 市 B 区を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できないため、事業主に照会することができない。

さらに、申立人が記憶する C 社へ一緒に入社した同僚は、既に死亡しているため、証言を得ることができない上、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、昭和 31 年頃から 32 年頃までの期間に F 社において、G 業務をしていたと主張している。

しかし、F 社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人がF社の所在地であったとするA市E区を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、F社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、昭和32年頃から33年頃までの期間にI社において、J業務をしていたと主張している。

しかし、I社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人がI社の所在地であったとするA市H区を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、I社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 1 月 31 日までの期間、A事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 20 日までの期間について、雇用保険の記録、事業主及び同僚の供述により、申立人は、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、複数の同僚は、「臨時社員やパートタイマーの職員がおり、全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」旨の供述をしている。

また、A事業所は、「当時の資料等を保管していないため、不明。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、事業主が当時の人事担当者であったとする者も既に死亡していることから、厚生年金保険料控除の状況について、証言を得ることができない。

加えて、オンライン記録において、A事業所は、昭和 44 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間のうち、昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 31 日までの期間及び 46 年 2 月 21 日から 47 年 2 月 1 日までの期間について、申立人のA事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、事業主及び同僚に対す

る文書照会によっても、当該期間において、申立人が同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

このほか、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月5日から26年11月1日まで
私は、昭和22年12月1日から34年3月31日に退職するまで、A社に継続して勤務していたが、25年1月5日から26年11月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同資格を再度取得している被保険者が複数名確認できる。

また、被保険者記録に欠落が生じている上記同僚は、既に死亡しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立期間に被保険者記録のある同僚は、「私は、昭和25年5月頃に入社したが、厚生年金保険に加入した時期は異なっている。」と証言しているところ、上記の被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、26年4月1日と記録されていることが確認できる上、申立期間において、事業主の厚生年金保険被保険者記録は無いことが確認できることから、A社では、個人ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていた状況がうかがえる。

加えて、A社は既に廃業しており、事業主は既に死亡していることから、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月から35年8月までの期間、同年9月から36年6月20日までの期間及び43年6月から44年6月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月21日から40年4月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から35年8月まで
② 昭和35年9月から36年6月20日まで
③ 昭和36年9月21日から40年4月1日まで
④ 昭和43年6月から44年6月まで

私は、申立期間①は、A市にあったB社においてC職として、申立期間②は、D社においてE職として、申立期間④は、F社においてG職として勤務した。厚生年金保険の記録によると、申立期間①、②及び④に係る期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。これらの申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③は、「ねんきん特別便」によると、H社に勤務していた期間について、脱退手当金として支給されたことになっている。同社から脱退手当金に関する説明は無く、請求したことも受給したことも記憶が無い。当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が申し立てているA市にあったとするB社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同市を管轄区域とする法務局は、同社の商業登記の記録は見当たらないとしており、同社及び事業主から申立人の勤務状況等を聴取できない上、申立人が名前を記憶する事業主の厚生年金保険の被保険者記録も確認できな

い。

また、オンライン記録において、B社と同じ名称である事業所は、I市及びJ市にあることが確認できるが、いずれも当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

申立期間②について、申立人は、昭和35年9月からD社に勤務していたと述べているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日は、オンライン記録と同日の36年6月20日と記載されている。

また、D社は、昭和39年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡している上、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間④について、当該期間当時、F社において被保険者となっている複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していない上、同社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の同社での勤務実態を確認することができない。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者記録欄には、申立人が当該期間において夫の被扶養者であったことが確認できることから、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられる。

さらに、当該期間におけるF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無い。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人のH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年6月26日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から28年12月まで
② 昭和30年8月から同年12月まで
③ 昭和31年9月から同年12月まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社B工場に勤務していた申立期間①、C事業所の船舶Dに乗っていた申立期間②及びE事業所の船舶Fに乗っていた申立期間③における厚生年金保険又は船員保険の被保険者記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B工場に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録において、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を覚えていないことから同僚から証言を得ることができない上、申立人が、A社B工場の社長であるとしている者の厚生年金保険被保険者記録も確認できず、同社又は同社B工場に係る商業登記の記録も見当たらないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C事業所の船舶Dに乗っていたと述べている。

しかし、申立人は、当該期間に係る記録が記載された船員手帳はG局H支局に返却したと述べていることから、同局H支局に照会したが、同局H支局は、「昭和30年から31年までの期間の記録を調査することは困難である。」と回答している。

また、申立人は、C事業所の船舶Dの船舶所有者及び同僚の氏名を覚えていないため、証言を得ることができないことから、申立人が同事業所の船舶Dに乗っていたことを確認することができない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、当該期間における船員保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間③について、申立人は、E事業所の船舶Fに乗っていたと述べている。

しかし、申立期間②と同様に、申立人は当該期間の船員手帳を所持しておらず、船舶所有者及び同僚の氏名を覚えていないため、証言を得ることができないことから、申立人が、E事業所の船舶Fに乗っていたことを確認することができない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、当該期間における船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年8月16日まで
② 昭和22年4月1日から24年3月31日まで

私は、昭和19年4月1日から20年8月15日の終戦の日まで、旧制中学校からの勤労働員学徒としてA社で勤務していた。その後、22年4月1日から24年3月30日までB社で勤務した。しかし、どちらも、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。一緒に勤務したとする同級生及び同僚の供述書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、旧制中学校（以下「中学校」という。）在学中から昭和20年8月15日の終戦の日まで、A社に勤労働員学徒として勤務していたと主張している。申立人が所持する中学校の卒業証明書によると、申立人は、同年3月28日まで当該中学校の生徒であったことが確認できる上、申立人の同級生が、卒業後も終戦の日まで一緒に勤務していたと供述していることから、申立人は、申立期間①において同社に勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が同じ中学校から勤労働員学徒としてA社に勤務していたとする同級生は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立期間①当時の事業主及び経理担当役員は既に死亡しているため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、証言を得ることができない。

さらに、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において申立人の名前の記載が無く、健康保険番号に欠番は無い。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働

員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令 1250 号）第 10 条第 3 号及び昭和 19 年 5 月 29 日付け厚生省告示第 50 号に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B 社の場所や C 職として勤務していたことを具体的に記憶している上、当時の同僚が「昭和 22 年 4 月から 24 年 3 月まで、同社に申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間②に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、B 社は昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の同僚は、昭和 24 年 4 月 1 日より前に B 社に入社したと供述しているが、同社が適用事業所となった同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 社の事務を引き継いでいる D 社は、「申立期間当時の記録が無く、申立人の保険料控除については不明である。」と回答している上、同僚の一人は、「採用当初は、厚生年金保険に加入することができなかったが、その後取扱いが変わり加入することができた。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 21 日から 60 年 12 月 21 日まで
② 平成 5 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 9 月 1 日に A 社に入社し、平成 5 年 2 月 28 日まで会社を辞めることなく継続して勤務していた。途中、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 12 月 4 日から厚生年金保険の被保険者となった記録があるが、同年 12 月 21 日から 60 年 12 月 21 日までの期間及び平成 5 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日までの期間の記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚は、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたと証言していることから、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚は、厚生年金保険の加入の取扱いについては、「社長の裁量により、バラバラだった。私は、一時期請負契約で働いていたので、被保険者期間に空白がある。」、「私は半年ぐらい勤めたが、厚生年金保険の被保険者期間は 1 か月しか無い。記録の無い期間は、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 59 年 12 月 4 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 21 日に同資格を喪失し、60 年 1 月 10 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は、昭和 59 年 9 月

1日に同資格を取得し、同年12月20日に離職し、その後60年12月21日に再度同資格を取得した記録となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社の清算時に事業主であった者は、資料を廃棄したため当時の状況は不明であるとしている。

申立期間②について、当該期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に照会したが、複数の同僚から、「就業先が違うため、申立人を知らない。」との回答があり、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得られなかった。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は昭和60年12月21日に同資格を再度取得し、平成5年2月26日に同資格を喪失していることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、平成15年9月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、創業当時の事業主は既に死亡しており証言を得ることができず、また、同社の清算時の事業主は、「当時の資料は既に廃棄しており、届出及び保険料控除は不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 15 日から 47 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 1 月 15 日に A 社に入社し、出産のため、47 年 11 月 30 日に退職した。

A 社では、当初、B 百貨店内の店舗において販売を担当していたが、昭和 45 年 8 月頃には A 社本社に異動となり、同社本社の店舗においても販売を担当した。

厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が挙げた事業主及び同僚の名前が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「入社してすぐに A 社本社に異動し、販売員をしていた。」と供述しているところ、同社本社に勤務していたとする元従業員は、「私は、昭和 38 年 9 月から 57 年 8 月まで同社本社の販売員として勤務したが、その間、正社員は私のほかにもう一人だけだった。それは申立人ではない。店が忙しい時期にアルバイトが入ることがあったが、申立人だったかどうか記憶に無い。」と供述しており、申立人は、正社員ではなかったことがうかがえる。

また、当時の社会保険関係事務担当者は、「当時、販売員は原則として正社員だったが、繁忙期にはアルバイトを採用することがあった。アルバイトは、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の記録から、販売員だったとする複数の元従業員には、厚生年金保険の被保険者期間と一致する雇用保険の記録が確認できるところ、申立人の申立期間における雇用保険の記録は無い。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月頃から同年 11 月頃まで

私は、昭和 63 年 4 月頃から同年 11 月頃までの期間、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていない。

毎月の給与から保険料も控除されていたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間当時におけるA社の厚生年金保険被保険者は、同社の事業主1名のみであることが確認できる。

また、A社を管轄区域とする運輸局では、「申立期間当時、同社は事業用として16台の車両を所有していた。」と回答しており、同社の所有する車両数から、申立期間当時、同社には申立人以外に相当数の従業員が勤務していたことが考えられるところ、上記のとおり、当該期間においては同社の被保険者は事業主1名のみであることから、同社では、従業員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は既に解散しており、事業主も既に死亡していることから、人事記録等の関連資料を得ることができないことに加え、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 20 日から 24 年 1 月 4 日まで
② 昭和 24 年 1 月 7 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 24 年 5 月 28 日から 25 年 1 月 29 日まで
④ 昭和 26 年 7 月 1 日から同年 10 月 27 日まで
⑤ 昭和 26 年 10 月 28 日から 28 年 6 月 27 日まで
⑥ 昭和 28 年 8 月 5 日から 30 年 4 月 9 日まで
⑦ 昭和 30 年 5 月 17 日から 31 年 12 月 6 日まで
⑧ 昭和 31 年 12 月 18 日から 33 年 11 月 6 日まで
⑨ 昭和 33 年 11 月 6 日から 34 年 5 月 31 日まで
⑩ 昭和 34 年 6 月 5 日から同年 7 月 16 日まで

義母は、昭和 22 年 9 月 20 日から 34 年 7 月 15 日までの期間、A 市 B 区 C にあった事務所に所属し、駐留軍の家庭で D 職又は E 職として勤務していた。義母は、年金の記録が働いた期間より少ないことを嘆いていた。私が所持する当時の書類には、義母の勤務期間が記載されているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の義理の娘が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持する身上証明書には、昭和 22 年 9 月 20 日から 24 年 1 月 3 日までは、「職名 E 職 G 地区」、同年 1 月 7 日から同年 5 月 26 日までは、「職名 E 職 H 地区」と記載されている。

また、申立人が所持する勤務証明書には、申立人の職種 (D 職) 及び勤

務先（連合軍家族宿舎C所在G地区）等が記載されており、申立人がF 渉外労務管理事務所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①及び②について、進駐軍に勤務する日本人従業員については、昭和 23 年 7 月の厚生年金保険法の一部改正（昭和 23 年法律第 127 号）により、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用される者として、24 年 4 月 1 日から、同法の適用を受けることとなったところ、オンライン記録によると、F 渉外労務管理事務所は、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②は適用事業所となる前の期間である。

申立期間③について、申立人が所持する身上証明書には、昭和 24 年 5 月 28 日から 25 年 1 月 28 日までは、「職名E 職I 地区」と記載されており、申立人がF 渉外労務管理事務所に勤務していたことが推認できる。

しかし、F 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、D 職及びE 職に関係するとみられる名簿を縦覧するも、申立人の申立期間③に係る被保険者記録は見当たらない。

申立期間④について、申立人が所持する身上証明書には、「昭和 25 年 3 月 20 日から 26 年 10 月 26 日までは、「職名E 職J 地区」と記載されており、申立人がF 渉外労務管理事務所に勤務していたことが推認できる。

しかし、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付保発第 51 号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知。以下「昭和 26 年 7 月 3 日付通知」という。）により、在日米軍の非軍事的業務の事業所（クラブ、宿泊施設、食堂等）に使用される者及びハウス、ホテル等の家事使用人は、昭和 26 年 7 月 1 日から厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされている。

また、当時のF 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④前後に被保険者記録が確認できる 367 名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を確認したところ、161 名が申立人と同様に昭和 26 年 7 月 1 日付けで資格を喪失し、残りの被保険者については、同日より前に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記 161 名のうち、住所の確認できる 7 名に文書照会したところ、回答のあった 5 名は、自身の職種について、「D 職又はE 職」と回答しており、同業種である申立人が昭和 26 年 7 月 1 日に資格を喪失していることに不自然さはみられない。

申立期間⑤及び⑥について、申立人が所持する身上証明書には、昭和 26 年 10 月 28 日から 28 年 6 月 26 日までは、「職名E 職K 地区」、同年 8 月 5 日から 30 年 4 月 8 日までは、「職名E 職K 地区」と記載されており、申立人がF 渉外労務管理事務所に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の「昭和 26 年 7 月 3 日付通知」により、ハウス等の家事使用人は、昭和 26 年 7 月 1 日から厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされている。

申立期間⑦から⑩までについて、申立人が所持する身上証明書には、昭和 30 年 5 月 17 日から 31 年 12 月 5 日までは、「K 地区」（主人帰国）、同年 12 月 18 日から 33 年 11 月 5 日までは、「K 地区」（主人帰国）、同年 11 月 6 日から 34 年 5 月 30 日までは、「L 地区」（主人移転）、同年 6 月 5 日から同年 7 月 15 日までは、「M 地区」（主人移転）と記載されており、申立人が D 職又は E 職として F 渉外労務管理事務所に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の「昭和 26 年 7 月 3 日付通知」により、ハウス等の家事使用人は、昭和 26 年 7 月 1 日から厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされている。

また、日本年金機構の管轄事務センターが保管する健康保険の番号順に整理されている被保険者名簿のうち、D 職及び E 職に関係するとみられる名簿を縦覧するも、申立人の申立期間⑤から⑩までに係る被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間①から⑩までについて、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、保険料控除について照会できない上、F 渉外労務管理事務所の事務を引き継いでいる G 局は、「申立人に係る駐留軍従業員登録票等の関係資料は見当たりませんでした。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①から⑩までに係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
② 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 4 月に A 社に入社したが、すぐに B 軍からの要請により、C 社で D 職として勤務することとなった。その後、終戦となり一旦退職したが、21 年 4 月に A 社に再就職し、今度は E 社で 22 年 3 月末まで勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていないことに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社が提出した「申立人に関する履歴」及び D 職員戦時名簿から、申立人は、昭和 19 年 4 月 1 日に A 社に任用され、同年 5 月 17 日に本部に召集されてから 20 年 9 月 8 日に召集解除されるまでの期間派遣されて、C 社に配属されていたことが確認できる。

しかし、A 社によると、通達により、戦時中の同社 D 職員は、F 軍の指揮下にある D 職員の身分が軍属であることが明確にされたことから、B 軍においても同様に、同社 D 職員の給与は軍から支給されたものと考えられ、また、申立人は、申立期間①において、B 軍に召集中であったため、同社では給与を支給していないものと考えられるとしている。

また、申立期間①のうち、昭和 19 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は、女子労働者は、厚生年金保険法施行前の期間であり、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人は、2 名の同僚と一緒に写っている写真を所持しており、氏名は分かるものの、生年月日が不明であるためその同僚を特定すること

ができず、申立人の保険料控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②について、当時、申立人の隣に住んでいたところは、「私は、申立人がE社に勤務していた時、家から自転車で職場まで行き、なかなか手に入らなかった風邪薬をもらったことがあった。また、申立人の長男がG病にり患したのは自分が同社に勤務していたからだと随分悩んでいたことがあった。」と供述していることから、勤務期間を特定することはできないが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間②においてE社を経営していたH社は、昭和22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない上、E社としても適用事業所となっていない。

また、E社は、最終的にJ社となったが、平成20年12月1日に廃止されており、同社を経営していたK機構は、H社が経営していた申立期間②当時の資料が保管されていないため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②において申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 4 月 25 日まで
私が、A社で勤務した期間のうち、平成 5 年 5 月から 6 年 3 月までの期間の標準報酬月額が、53 万円から 8 万円に引き下げられており、この大幅な引下げは納得できないので、標準報酬月額を従前の 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 5 年 5 月から同年 7 月までは 53 万円、同年 8 月から 6 年 3 月までは 50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6 年 5 月 1 日）の後の 7 年 10 月 12 日付けで 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料の滞納及び標準報酬月額の訂正の届出については記憶が無いとしているものの、「厚生年金保険の適用事業所の廃止については、私が責任を持って清算した。」とも述べていること、及び標準報酬月額の訂正が事業主である申立人に限られていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月27日から27年4月1日まで

夫は、終戦当時B社に勤務していたが、終戦直後の昭和20年8月27日に呼出しを受け、その後27年3月31日までの期間、A局の任により、GHQとの事務折衝を担当し、県内の道路復興に尽力した。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録では、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

保険料控除を証明する給与明細書等の資料は無いが、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が生前親族に話していたA局に係る業務内容は、史実とも合致しており、信憑性があると判断できることから、申立人は、申立期間において、同局に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、申立期間当時、A局は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人がA局の同僚として名前を挙げた者が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは申立期間より後であり、申立期間に被保険者であったという記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 4 日から 57 年 3 月 12 日まで
② 平成 4 年 6 月 24 日から 8 年 11 月 20 日まで

私は、昭和 53 年 10 月 4 日から 57 年 3 月 11 日までの期間において A 社に継続して勤務していた。また、平成 4 年 6 月 24 日から 12 年 11 月 28 日までの期間において B 社に継続して勤務していた。

しかし、最初に C 業務資格を取得した昭和 53 年 10 月 4 日から 57 年 3 月 12 日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。また、B 社に勤務していた期間のうち、平成 4 年 6 月 24 日から 8 年 11 月 20 日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。4 年 6 月 24 日から同社に勤務した証明書を所持している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社の元取締役は「当時は手取り優先の従業員が存在した。全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と述べており、労働組合の個人別預金一覧表に記載されている 67 名について、厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、申立人を含む 15 名は厚生年金保険の被保険者記録が無いことを踏まえると、同社は従業員全てを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、同僚は「厚生年金保険への加入は希望する者のみが加入していた。私も途中から加入した。」と述べているところ、当該同僚の記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は相違しており、厚生年金保険の

被保険者となっていない期間は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を調査したところ、当該期間において申立人の名前は見当たらない上、同社が保管する従業員の人事関係書類を調査しても、申立人の社会保険等の欄は空白となっていることが確認できる。

加えて、A社は、昭和53年2月2日から57年1月26日までの期間に係るD健康保険組合の健康保険資格取得届を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無いと回答している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する在籍証明書から、申立人は当該期間にB社に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の同僚は、「当時アルバイトの従業員もいた。私は、当初は希望して厚生年金保険に加入しなかった。」と述べているところ、申立人を記憶する同僚が所持する平成5年12月23日現在の『年次有給休暇残日数と平成6年支給予定』に記載されている従業員24名について、厚生年金保険の加入状況を見たところ、8名はB社における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、申立人が所持する当該期間当時に撮影された慰安旅行の記念写真で氏名が確認された同僚1名も、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

また、申立人は、当該期間のほぼ全ての期間について国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、当該期間においてB社に係るオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 12 月まで

私は、高校を卒業した昭和 33 年 3 月に A 社に入社し、同年 4 月 1 日に正社員となると同時に同社の関連会社である B 社に配属され、43 年 12 月まで、同社がテナントとして入っている C 百貨店において D 職として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社における当時の複数の同僚の供述から、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の複数の同僚が、「A 社の当時の事業主は、厚生年金保険への加入について、猶予期間を設けており、従業員ごとに取扱いが異なっていた。」と供述している。

また、同僚 7 名について、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び当該同僚の供述から、同社での勤務期間と厚生年金保険被保険者期間を調査したところ、ほぼ全ての勤務期間と被保険者期間が一致した者は 4 名であり、勤務期間の前半のみ被保険者期間となっている者が 1 名、全勤務期間が被保険者期間となっていない者が 2 名となっていることから、事業主は、当時、従業員の厚生年金保険への加入について、従業員の担当業務や配属先等により、異なる取扱いを行っていたと考えられる。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い。

加えて、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、B社における当時の複数の同僚の供述から、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年6月1日であり、申立期間②のうち同日より前の期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚5名について、上記の被保険者名簿及び当該同僚の供述から、同社での勤務期間と厚生年金保険被保険者期間を調査したところ、ほぼ全ての勤務期間と被保険者期間が一致した者は2名であり、勤務期間の前半のみ被保険者期間となっている者が1名、全勤務期間が被保険者期間となっていない者が2名となっており、事業主は、当時、A社の事業主を兼任していたことを考慮すると、B社における従業員の厚生年金保険の加入についても、A社と同様、従業員の担当業務や配属先等により異なる取扱いを行っていたと考えられる。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号は連続しており欠番は無い。

加えて、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。